

関係各位

一般財団法人建築保全センター
理事長 奥田 修



BIM ライブラリ技術研究組合への参加につきまして

日頃より、BIMの推進にご協力頂き、御礼申し上げます。今般、技術研究組合法に基づき、BIMライブラリ技術研究組合の設立申請を、国土交通大臣に対して行う予定です。

同組合は、建築研究所から「BIMを活用した効率的な建築プロジェクト管理に関する技術」のテーマで公募された共同研究組織として平成31年4月26日付けで特定されていますので、設立認可されますと、同研究所との共同研究を通じて貴重なノウハウが得られます。

関係各位におかれましては、別途送付しました資料をご覧いただき、この機会に、組合設立大臣申請に参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 参加の意思表示

別紙1の①で資料4-1のエクセルデータを送信して頂けば、組合設立申請者として取り扱います。

なお、エクセルデータ中、「売上高、経常利益」は、申請時に「別紙2」として国及び一般財団法人建築保全センター（以下「BMMC」といいます。）のみが閲覧します。エクセルデータのその余の情報は、全て、全組合員が閲覧しますが、一般には公開しません。

2. 反社会的勢力に該当しないことの誓約

1. のエクセルデータの送信は、別紙2の反社会的勢力に該当しない法人等のみが行ってください。別紙1の④から⑥の段階で、誓約の書面も添付していただきます。

3. プリントアウト頂いた申請書への押印

プリントアウト頂いた申請書への押印の手順は別紙1の③から⑥に示すとおり、3法人等間で確実な受け渡しと、途中段階でのBMMCへの連絡メールをお願いします。別紙1の⑦のとおり、遅れると3法人等とも国への申請から除外させていただく可能性がありますので、なるべく早くの押印と、安全な受け渡し（手渡し、内容証明速達等）を、3法人等の連絡担当間で相談し、実施してください。

(別紙1)

- ①社内稟議等を終え、様式4-1のエクセル全項目データを、BMMCあて送信してください。その情報を国交省に連絡しますから、7月5日(金)の期限に遅れた場合は設立申請には参加できず、組合設立後の秋以降の参加となる点をご了承ください。このとき、データ送信された方のメールアドレスを申請書決裁時の連絡先と考えますが、これ以外の方が申請書決裁時の連絡先となる場合は、その方の連絡先をCCに入れた上で、申請書決裁時の連絡先が異なることを明記してください。
- ②BMMCから技術研修組合設立認可申請書(以下「申請書」といいます。)及び添付される実施計画書等のデータ一式を、①でデータ送付(=社内稟議終了)頂いた全法人及び個人(以下「法人等」といいます。)の申請書決裁時の連絡先メールアドレスに全者「To」で送信します。7月8日(月)を予定しています。
- ③申請書の代表権を有する方の記名がある欄は、原則3法人等が一枚となっていて、その一枚の3法人等を押印グループとします。押印グループの一番手(一番上)の法人等は、正本・副本の申請書各1枚(計2枚)をプリントアウトして頂き、その申請書への押印(代表権を示す印)を、正本・副本のいずれにもお願いします。申請書は国に正本・副本の双方を提出します。
- ④二番手の法人等は申請書に別紙2「反社会的勢力に該当しないことの誓約事項」を添付して、正本・副本の申請書とともに二番手の法人等の申請書決裁時の連絡先に受け渡してください。別紙は国に提出するものでなく、他組合員への誓約事項として組合事務局が保管します。受け渡しの時点でBMMCにメールをお願いします。
- ⑤申請書に別紙「反社会的勢力に該当しないことの誓約事項」を添付して、正本・副本の申請書とともに最終手の法人等の申請書決裁時の連絡先に受け渡してください。受け渡しの時点でBMMCにメールをお願いします。
- ⑥最終手の法人等は申請書に別紙「反社会的勢力に該当しないことの誓約事項」を添付して、正本・副本の申請書とともにBMMCに受け渡してください。
- ⑦⑥のBMMCへの受け渡しは、7月23日(火)を厳守してください。これに遅れた押印グループがあった場合、到着を待つのではなく、その3法人等を除外して申請書に添付する実施計画書等を修正し、遅れた押印グループのない形のままで国に申請する可能性がある点に十分ご注意ください。

(別紙2)

反社会的勢力に該当しないことの誓約事項

(法 人 名)
(役 職)
氏 名 (印)

当組織は、下記に該当しません。BIM ライブラリ技術研究組合が存続する限りの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反することは、BIM ライブラリ技術研究組合定款第7条第2項第二号に該当することに同意します。その結果、当組織が除名されることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、技術研修組合設立認可申請書の提出をもって誓約します。

記

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」の反社会的勢力